

日本昆虫学会会長，副会長および評議員選挙細則

- 1.選挙管理委員会規程に基づき，この細則を設ける。
- 2.会長，副会長および評議員の定期的改選は次の順序による。
 - (1)改選前年の6月30日現在において，有権者および支部別評議員定数を確定する。
 - (2)選挙通知を改選前年の9月上旬に発送する。
 - (3)選挙の投票日を，選挙通知発送後およそ3週間目の所定日と定める。
 - (4)開票日を投票締切日の翌日とする。
 - (5)会長と評議員の選挙は同時に行う。その結果，次期会長が同時に評議員にも当選した場合は評議員の当選を無効とする。
 - (6)開票の結果を次期会長，次期評議員および庶務幹事へすみやかに通知する。
 - (7)副会長の選出に対して，次期会長は候補者を指名する。
 - (8)副会長信任投票通知を次期評議員に対して行う。
 - (9)副会長信任投票の締切日を投票通知発送後およそ2週間目の所定日と定める。
 - (10)開票日を投票締切日の翌日とする。
 - (11)これらの結果を新旧役員に通知し，会誌上に発表する。
 - (12)選挙管理委員会は原票を封印し，本会事務所（本部事務幹事気付）に送付する。
 - (13)これらの業務は年内に終了するものとする。
- 3.選挙および被選挙の有権者とは，改選前年6月30日現在の一般正会員，若手正会員，および学生正会員である。6月30日以降に所属支部を変更した会員の選挙権および被選挙権は旧所属支部に帰属する。ただし，その年度の会費未納者を除く。
- 4.各支部の評議員定数は，次の方法によって決定する。すなわち評議員総定数を約30名とし，各支部の定員は一般正会員，若手正会員および学生正会員の総数による比例配分によって算出するのを原則とするが，かならず2名以上とする。
- 5.選挙通知書は，有権者名簿（住所を必要としない），所定の投票用紙および投票封筒（内・外1組）とともに，選挙管理委員会から有権者に送付される。
- 6.投票用紙には選挙管理委員会印を捺すか，または選挙管理委員会印を捺した原稿を印刷したものをを用いる。投票用外封筒には，委員会の宛名を表記する。
- 7.投票の締切は所定日の24時とし，その時刻以後に到着したものは，消印のいかんにかかわらず無効とする。
- 8.開票は公開とし，日時と場所を選挙通知書に公示しておく。
- 9.投票は原則として第1種封筒郵便による郵送で行うが，持参または使送でもよい。
- 10.投票には，かならず所定の投票用紙と2枚1組の投票用封筒を用い，内封筒は無記名，外封筒は記名とする。
- 11.会長選挙は単記無記名とし，評議員選挙は各支部定員数以内の連記無記名とする。
- 12.投票は原則として，できるかぎり有効とみなすが，次の各号は無効とする。

(1)所定の用紙および方法によらない投票によるもの.

(2)定数をこえて連記したもの.

(3)有権者以外の氏名が記載されている場合, その部分.

(4)評議員選挙で同一の氏名が重複して記載されている場合には, その重複部分.

13.当選者の決定は, 単純多数による. ただし, 得票同数者がある場合には, 選挙管理委員会において抽選により決定する. 投票に記載された氏名が, 2人以上の有権者に該当する場合には, 該当者の得票数に基づく比例配分によって票数を分割し, 分数をもって示す.

14.評議員選挙の場合, 各支部における最下位当選者得票の半数以上の得票があった者を補欠者として登録公表し, 得票順位にしたがって欠員を補充する. 補欠者のない場合には, 定期改選の方法に順じて欠損を補充する. ただし, 改選前年の7月1日以降に欠員を生じた場合には, 補欠選挙は行わない.

15.選挙管理委員長は開票後すみやかに結果を当選者ならびに本会事務所(庶務幹事宛)に報告し, 全選挙終了後に結果を新旧役員に連絡するとともに会誌上に公表する.

16.選挙管理委員会は原票を封印し, 本会事務所(本部事務幹事宛)に送付する. 原票は2年間本会事務所に保管される.

付則 2001年9月20日, 一部改正

2002年9月27日, 一部改正

2010年9月18日, 一部改正

2016年3月26日, 一部改正